

令和4年12月16日

焼津市長 中 野 弘 道 様

焼津市下水道使用料等審議会

会長 佐 藤 和 美

適正な下水道使用料の在り方について（答申）

令和4年6月28日付け焼75-184号で諮問のあった事項について、本審議会において慎重に審議した結果、別紙のとおり結論を得たので答申する。

答 申 書

1. はじめに

焼津市公共下水道事業は、昭和 45 年度より整備を進め、昭和 55 年の供用開始から 40 年以上が経過し、整備区域の拡大から既存施設の維持管理と老朽化等に伴う更新への転換の時期を迎えている。

一方、使用者の節水志向の高まりや人口の減少により水需要は減少傾向にあることから、下水道使用料については減収が見込まれ、経営環境は厳しさを増していくものと予想される。

これまでに昭和 63 年、平成 5 年、平成 30 年の 3 度の下水道使用料改定を行うとともに、令和元年度には地方公営企業法を一部適用して公営企業会計へ移行し、令和 3 年度からは経営の健全化を図るべく「焼津市公共下水道事業経営戦略」に基づき計画的に事業を運営している。

公営企業会計への移行から 4 年目を迎えたが、3 年連続で当期純損失を計上するなど厳しい経営状況が続いているとともに、国からは最低限の経営努力として汚水処理に係る費用を使用料で賄うよう適正化を要請されている。

このような状況を踏まえ、焼津市長より諮問を受けた下水道使用料の適正な在り方について慎重に審議、検討を重ね、ここに結論を得たので、その結果を答申するものである。

2. 下水道使用料の在り方

下水道については、その公共的役割と私的役割を総合的に考慮し、雨水に係る経費は公費で、汚水に係る経費は一部を除き使用者が負担するものとされている。

焼津市の令和 3 年度決算に基づく使用料単価は 112 円 13 銭／ m^3 と、国が最低限行うべき経営努力とする 150 円／ m^3 、1 か月 20 m^3 あたりの使用料月額 3,000 円を大きく下回るだけでなく、経費回収率は 72.30%で 100%を大きく割り込む状況となっている。

これは、下水道事業は経営に伴う収入をもって充てなければならないという独立採算性の原則の観点からも好ましくない状況であり、下水道使用料の改定

は避けられないものである。

こうした経営状況を勘案し、焼津市公共下水道事業経営戦略では計画期間である令和 12 年度までの 10 年間に 2 回の使用料改定を行い、2 回目の改定で経費回収率 100%、使用料単価 150 円／ m^3 を達成することを目標としており、今回、令和 5 年度に 1 回目の使用料改定を行うことが必要であるとの結論に至った。

3. 下水道使用料の算定期間

下水道使用料は日常生活に密着した公共料金であるため、安定性と予測の確実性を保つべく、平成 28 年度に開催した焼津市下水道使用料等審議会の答申及び焼津市公共下水道事業経営戦略に基づき、算定期間は令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とする。

また、引き続き、5 年ごとに審議会において使用料改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率向上に向けた見直しを行うものとする。よって、次回の審議会開催は令和 9 年度を目途とした。

4. 改定率について

使用料改定率については、経費回収率 100%を今後 10 年間に 2 回の使用料改定で達成すること、一般会計からの補助金を低減し下水道事業の経営を継続できる水準を維持することを条件に審議した結果、1 回目の改定率は 17%が妥当であるとの結論に至った。

5. 一般汚水の使用料について

5－1. 基本使用料について

基本使用料はこれまでの使用料体系と同じく 10 m^3 ／月の基本水量を含む金額として設定した。

5－2. 従量使用料について

使用水量に応じて使用料を算定する従量使用料制は多くの地方公共団体で採

用され、経営の安定性を確保するために有効であることからこれを存置する。

また、使用水量の増加に応じて使用料単価が高くなる累進使用料制は、従前どおりこれを存置する。

今回の改定では、基本使用料及び各水量区分における従量使用料の引上げ率を均等にし、使用者間の公平性を維持する結論に至った。

5－3. 使用料体系案

現行及び改定後の一般汚水の使用料 (1か月：税抜き)

区分	現行	改定後
基本使用料 (10 m ³ まで)	1,028円	1,203円
従量使用料 (1 m ³ につき)		
10 m ³ を超え 100 m ³ までの分	103円	121円
100 m ³ を超え 1,000 m ³ までの分	121円	142円
1,000 m ³ を超える分	126円	147円

6. 公衆浴場汚水について

公衆浴場汚水は、公衆浴場のうち特殊公衆浴場を除いたものを対象とする使用料区分である。

これまでの改定と同様に基本使用料は一般汚水と同額とし、従量使用料は一般汚水の従量使用料の「10 m³を超え 100 m³までの分」の区分の単価の2分の1とした。

現行及び改定後の公衆浴場汚水の使用料 (1か月：税抜き)

区分	現行	改定後
基本使用料 (10 m ³ まで)	1,028円	1,203円
従量使用料 (10 m ³ を超える分につき)	52円	61円

7. 水質使用料について

水質使用料は、高濃度汚水排水者の水質改善に対する努力への動機となるため、単価は据置き、引き続き存置する結論に至った。

水質使用料

(税抜き)

汚水の濃度		加算額（1立方メートルにつき）	
		生物化学的 酸素要求量	浮遊物質 量
汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量又は浮遊物質 量	200 ミリグラムを超え 300 ミリグラムまで	1 0 円	1 0 円
	300 ミリグラムを超え 600 ミリグラムまで	2 0 円	2 0 円
	600 ミリグラムを超え 1,000 ミリグラムまで	4 0 円	4 0 円
	1,000 ミリグラムを超え 2,000 ミリグラムまで	8 0 円	8 0 円
	2,000 ミリグラムを超えた ときは、1,000 ミリグラム 増すごとに	8 0 円に 6 0 円ずつ加算	8 0 円に 6 0 円ずつ加算

8. 改定時期について

使用料改定には焼津市下水道条例の改正を要する。

条例改正後に下水道使用者に対する周知期間を十分に確保する必要があるため、令和5年7月1日に下水道使用料の改定を行うのが適当である。

9. 付帯意見

9-1. 市民への周知・広報

受益者負担の観点及び経営的な観点からも下水道使用料の改定が必要であるが、家庭における水道光熱費は大きな比率を占めるものであるため、昨今の社会情勢のもとでは、市民生活に及ぼす影響が大きい。

また、10年間で2回の使用料改定を見込むことから、改定の趣旨、内容等について市民に十分に理解していただくために、効果的な周知・広報活動に努められたい。

9-2. 公共下水道の普及促進

公共下水道整備済区域内の未接続者に対して下水道への接続を促し、水洗化率の向上に努めること。

9-3. 水需要減少下における基本使用料の在り方

使用料収入に占める基本使用料の割合が高いと一般的に収入の安定が図られるが、一般家庭における負担は増加する。当市ではその割合が県内においても高いことから、今回の改定においては現行の使用料体系に基づく割合を維持することとした。

今後も、負担のバランスに配慮しつつ水需要減少下においても経営の安定化を図るべく慎重に検討されたい。

9-4. 累進使用料制における累進率（逓増度）について

現行の使用料体系の累進率については、少量排水区分から多量排水区分まで公平な負担となるように累進率の低い体系となっていることから、改定にあたり現行の累進率を維持することとする。引き続き使用者間の公平性を図るべく、今後の見直しにおいても慎重に検討されたい。

9-5. 次回使用料改定に向けて

焼津市公共下水道事業経営戦略の計画期間である令和12年度までの10年間に2回の使用料改定を行い、2回目の改定で経費回収率100%、使用料単価150円/㎡を達成することを目標に、社会情勢を注視するとともに使用者の負担に配慮するため、次回の使用料改定においても審議会を開催し、適正な使用料の在り方を検討すること。

10 むすび

本審議会では安定的かつ確実に下水道サービスの提供が出来るよう、適正な使用料の在り方について話し合い、基本的な方向性を示した。

焼津市の公共下水道事業は、普及率が21.4%にとどまり事業計画の見直しが

検討されているだけでなく、人口減少や水需要の減少により、事業を運営していく上では非常に厳しい状況であるが、焼津市公共下水道事業経営戦略に基づき、施設の適切な維持管理と更新を行うとともに、定期的に適正な下水道使用料の在り方を検討し、健全な事業運営を行う努力を続け、生活排水の適切な処理を推進するよう切望する。

焼津市下水道使用料等審議会委員名簿

（敬称略・区分内順不同）

区分	氏 名	役 職 名
会 長	佐 藤 和 美	静岡産業大学 経営学部 教授
副 会 長	岩 崎 四 郎	焼津市自治会連合会 会長 焼津市自治会連合会 焼津第 4 自治会長
委 員	大 石 康 夫	焼津商工会議所 理財部会 専門サービス分科会長
委 員	岡 村 美 根 子	焼津商工会議所 女性会 副会長
委 員	青 島 一 貴	一般社団法人焼津青年会議所 副理事長
委 員	大 越 七 重	焼津市健康づくり食生活推進協議会 会計
委 員	杉 木 敏 雄	焼津市自治会連合会 小川第 11 自治会長
委 員	藪 内 重 樹	焼津市自治会連合会 東益津第 17 自治会長
委 員	長 谷 川 寛	焼津市魚仲水産加工業協同組合 代表理事組合長
委 員	加 藤 義 則	焼津ホテル旅館組合 組合長

審議経過

区分	日時・場所	審議事項
第1回	令和4年6月28日（火） 市役所本庁舎1階会議室	・ 諮問 「適正な下水道使用料の在り方について」 ・ 焼津市公共下水道事業の現状と適切な下水道使用料の在り方について
第2回	令和4年8月22日（月） 水道庁舎2階災害対策室	・ 下水道使用料の改定率について ・ 下水道使用料の改定率の決定
第3回	令和4年10月21日（金） 水道庁舎2階災害対策室	・ 下水道使用料の使用料体系について ・ 下水道使用料の使用料体系の決定
第4回	令和4年11月17日（木） 水道庁舎2階災害対策室	・ 答申書について ・ 答申書作成
第5回	令和4年12月16日（金） 焼津市役所4階市長室	・ 答申 「適正な下水道使用料の在り方について」